

補助事業者
の要件

- (1) 補助金交付申請の日の直前の6月1日において、雇用障がい者数（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）の規定の例により算定したその雇用する法第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者又は法第37条第2項に規定する精神障害者である法第43条第1項に規定する労働者（以下「労働者」という。）の数をいう。）が法定雇用障がい者数（法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数をいう。）以上であること。
- (2) 府の区域内に事業所を有し、本事業に係る企画立案及び経理処理などの各種事務の処理能力、個人情報管理の管理体制など、事業実施に必要な能力や体制を有すること。
- (3) 事業を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可又は認可を受けている者であること。
- (4) 就職困難者の現状に対する理解度が高く、これまで就職に際して困難な課題を抱える方の雇用・就労支援の実績があること。
- (5) 企業への雇用促進に向けたアプローチを円滑に行うため、企業を対象とした就職困難者等の雇用・就労の促進に関する研修会・講習会等の開催などの支援実績があり、就職困難者の雇用に関して企業と強力な連携関係があること。
- (6) 人員配置や管理運営体制、キャリアカウンセラー等の専門人材の配置など、事業実施体制を備えていること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 府税に係る徴収金を完納していること。
- (10) 消費税及び地方消費税を完納していること。

- | | |
|--|--|
| | <p>(11) 規則第2条第2号イからハまでのいずれにも該当していないこと。</p> <p>(12) 労働保険、厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。</p> <p>(13) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。</p> <p>(14) 法その他労働関係法令を遵守していること。</p> |
|--|--|